

**福島県非常事態宣言が発出！～県全域にまん延防止等重点措置も適用
事業者への支援制度をお知らせします**

オミクロン株による感染の急拡大は、さらに加速し、県全域に波及してきました。このため、福島県は、全県下にまん延防止等重点措置を適用するとともに、1月28日に県独自の福島県非常事態宣言を発出しました。(いずれも期間は1月30日から2月20日まで)

福島市には、既に1月27日からまん延防止等重点措置が適用されていますが、連日新規感染者が過去最多を更新するなど感染拡大の勢いが止まらない状況です。県非常事態宣言を機に、改めて強い危機感をもって、感染防止対策の徹底をお願いします。

まん延防止等重点措置により、飲食店等に営業時間短縮等の要請がなされていますので、ご協力をお願いします。

時短要請に協力いただいた飲食店等の事業者には協力金が支給されるとともに、売上の減少した中小事業者(飲食店等には限りません)に対する一時金が設けられましたので、該当する事業者の方はご活用ください。

なお、コロナの影響を受けた事業の継続・回復を支援するための事業復活支援金(経済産業省)もありますので、ご活用ください。

記

1. すべての事業者の皆さまへ

- (1) 職場内の感染防止対策を徹底してください。
- (2) ローテーション勤務や時差出勤、テレワーク、オンライン会議等を活用し、人々との接触機会の低減にご協力ください。
- (3) 出張や会議等を減らすなど、できる限り、外出機会の低減にご協力ください。
- (4) 事業継続計画(BCP)の再確認や策定をお願いします。

2. 飲食店等への営業時間短縮等の要請と協力金

- (1) 期間:1月27日(木)午後8時～2月21日(月)午前5時
- (2) 要請内容と協力金

認定店	ア	営業時間は午前5時～午後9時／酒類の提供は午後8時まで／協力金は1日当たり2.5万円～(売上高に応じて)
	イ	営業時間は午前5時～午後8時まで／酒類提供自粛(終日)／協力金は1日当たり3万円～(売上高に応じて)
非認定店		営業時間は午前5時～午後8時まで／酒類提供自粛(終日)／協力金は1日当たり3万円～(売上高に応じて)

- (3) 従業員、入場者等(店舗含む)への感染防止対策の徹底

(4) 同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食厳禁

【県 HP「令和4年1月まん延防止等重点措置区域における時短要請協力金」参照】
<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-r4-1.html>

3. 売上の減少した中小事業者に対する一時金

福島県まん延防止等重点措置等に伴う飲食店の時短営業や新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上の減少した中小法人・個人事業者等へ一時金を交付(県の独自対策)

(1) 対象事業者

本措置の要請に伴い、

- ① 飲食店の時短営業により影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等
- ② 新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化による影響を受け、売上が減少した中小法人・個人事業者等

(2) 交付額

一律20万円(法人・個人事業主の区別なし)

【県 HP「売上の減少した中小事業者に対する一時金」参照】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/ichijikin-part4.html>

4. 事業復活支援金(経済産業省)

(1) 申請期間

令和4年1月31日(月)～5月31日(火)

(2) 給付対象

下記①と②を満たす中小法人・個人事業者が給付対象

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業者
- ② 2021年11月から2022年3月のいずれかの月(対象月)の売上高が、2018年11月から2021年3月の任意の同じ月(基準月)の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者

(3) 給付額

- ・中小法人等: 上限最大250万円
- ・個人事業者等: 上限最大50万円
- ・給付額: 基準期間の売上高 - 対象月の売上高 × 5カ月分

【経済産業省 HP「事業復活支援金」参照】

<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受ける事業者向け支援策一覧

	まん延防止等重点措置区域における 時短要請協力金	売上の減少した中小事業者に対する 一時金（本県版一時金第4弾）	事業復活支援金
対象事業者	令和4年1月まん延防止等重点措置による営業 期間短縮要請に協力する飲食店等	飲食店の時短営業及び感染症の拡大や長期化の 影響により、令和4年1月または2月の売上高 が過去3年のいずれかの同月と比較して30%以 上減少した中小法人・個人事業者等	感染症の影響により、令和3年11月から令和4 年3月いずれかの売上高が過去3年のいずれか の同月と比較して50%以上または30%以上50% 未満減少した中小法人・個人事業者
交付額	①売上高方式の場合 2.5万円～10万円/日 ②売上高減少方式の場合 最大20万円/日	一律20万円	①中小法人等 50%以上減少：最大250万円 30%以上50%未満減少：最大150万円 ②個人事業者等 50%以上減少：最大50万円 30%以上50%未満減少：最大30万円
申請期間	早期支給分 2月1日(火)～2月10日(木) 【※交付額：一律30万円】 本申請期間は未定	未定	1月31日(月)～5月31日(火)
実施主体	福島県	福島県	経済産業省
問合せ先	【1月31日(月)まで】 福島県時短要請コールセンター 電話/024-521-8562 受付時間/9:00～17:00 【2月1日(火)以降】 福島県協力金コールセンター 電話/024-521-8575 受付時間/毎日9:30～17:30	【2月1日(火)以降】 福島県一時金コールセンター 電話/024-521-8572 受付時間/毎日9:30～17:30	相談窓口 電話/0120-789-140 IP電話専用回線/03-6834-7593 受付時間/毎日8:30～19:00
ホームページ	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/kyoryokukin-r4-1.html	https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32011a/ichijikin-part4.html	https://jigyou-fukkatsu.go.jp/